

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 三六五

### 告 示

○鳥獣保護区について存続期間を更新する件二件 三六九

○特別保護地区を指定する件二件 三七七

○特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 三七七

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三七三

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三七三

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三七四

○道路の区域を変更する件二件 三七四

○道路の供用を開始する件二件 三七四

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三七四

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三七五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三七五

### 福 島 県 病 院 局

○落札者を決定した件 三七六

○随意契約の相手方を決定した件 三七六

## 規 則

福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第七十一号

#### 福島県農業総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター条例施行規則（平成十八年福島県規則第四十号）の一部を次

のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条第一項第二号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（使用料の免除の手続）

**第七条** 条例第六条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、第四条第一項の農業総合センター使用承認申請書の提出の際併せて知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

様式第四号及び様式第五号中「第8条」を「第9条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（農業振興課）

## 告 示

### 福島県告示第五百六号

鳥獣保護区を設定する件（平成三年福島県告示第九百九十四号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 名称、区域及び所在地

名 称	区 域	所 在 地
半田山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	福島市及び伊達郡桑折町
前ヶ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	二本松市及び安達郡大玉村
山本鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	東白川郡棚倉町
宝坂鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	東白川郡矢祭町
飯盛山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	会津若松市
眞木鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	喜多方市
沼尻鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	耶麻郡猪苗代町
沼沢湖鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	大沼郡金山町

駒ヶ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡檜枝岐村
八十里越鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡只見町
小川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡只見町
川内鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	双葉郡川内村

二 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 半田山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域はニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルを始めとした多種多様な鳥獣の生息地となっている。周辺の樹園地においては必要な捕獲は行いながらも地域個体群を確実に存続させるため、鳥獣保護区として再指定し、安定的な生息環境の保全及び人と野生動物の棲み分けの推進を図るものである。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 前ヶ岳鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は安達太良山麓から周辺に広がる国有林を始めとする森林に恵まれており、景観はもとより、様々な野生鳥獣が数多く生息している場所である。当該地域には、県民の森を始め、森林との共生をテーマとしたオートキャンプ場も整備され多くの県民等が訪れることから、今後も継続して森林の保全、生物の多様性の保全を図り、自然との共生に資することとする。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 山本鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、奥久慈県立自然公園に

も指定されている。また、リスやホオジロなどを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 宝坂鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、大部分が樹齢十五年から五十年にわたる広葉樹で占められている森林地帯で東側に沿って川岐川が流れ、水量も比較的豊富であることから、多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 飯盛山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、都市公園及び会津東山自然休養林に指定され、観光施設・学校・寺社仏閣等点在し、四季を通して市民に親しまれた憩いの場である。ミズナラ、ブナなどの天然林など豊かな植生に恵まれ、ヒヨドリ、クロツグミやムササビ、ツキノワグマなど、年間を通じて多種多様な鳥獣の生息が確認できる。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

6 眞木鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、丘陵の山地にアカマツ、スギ等の針葉樹を始めとする混交林があり、その林地の間に小沼が点在するとともに一級河川濁川が流れるなど自然環境が豊かであるため、トビ、イワツバメやムササビ、ツキノワグマなど様々な鳥獣の生息の場となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

7 沼尻鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、奥久慈県立自然公園に

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は日影山を中心とした急傾斜地で、ナラ、クヌギ、ホオ林や亜高山性針葉樹を中心とした原生的な森林が広がっている。豊かな自然環境のため、ツキノワグマなどの大型獣、キツネ等の小型獣及びウグイスやシジュウカラなどの多くの鳥類も見ることができている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

8 沼沢湖鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は自然と人間の調和のとれた自然環境が保たれた地域である。特にカールデラ湖という特殊な地形から多種多様な植生が発達し、その環境を反映して様々な鳥獣の生息が確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

9 駒ヶ岳鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、尾瀬国立公園に指定されている会津駒ヶ岳の南側に位置し、四季折々の高山植物を見ることができ、その素晴らしい自然と景観美を求めて多くの登山客が訪れている。また、針葉樹が主体の天然林となっており、西側が奥只見鳥獣保護区に接していることから、野生鳥獣の生息に適しており、クマタカ、ニホンカモシカ等の珍しい種類の鳥獣の生息が認められる。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

10 八十里越鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、福島県と新潟県の県境にあって、越後三山只見国立公園に隣接しており、ブナ等の手つかずの原生林が広がる自然豊かな地域である。訪れる人も少ないため、野生鳥獣の生息に適しており、クマタカやニホンカモシカのほか、絶滅危惧種であるイヌワシの生息も確認されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること

11 小川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、只見町と金山町の境にあって、ブナ、ナラ等の天然の広葉樹林が広がる自然豊かな地域である。急峻な地形のため、人の手が及ばず自然本来の姿を見ることができ、猛禽類を始め多種にわたる鳥類、ニホンカモシカ等の珍しい野生動物の生息が認められる。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

12 川内鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、アカマツ、落葉広葉樹などを有する広大な森林地帯にあり、トビやヤマドリ、ノウサギやリスなどを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民生活課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第五百七号

鳥獣保護区を設定する件（平成三年福島県告示第九百九十四号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり存続期間を更新する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 名称、区域及び所在地

名称	区域	所在地
文知摺鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	福島市

高田舟形鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	二本松市
霊山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	伊達市
岳山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	本宮市
三春ダム鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	田村郡三春町
館山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	東白川郡矢祭町
米岡鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	喜多方市
水門鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡下郷町
新地鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	相馬郡新地町
石森山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	いわき市

二 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 文知摺鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、福島盆地の東端林縁部に位置する里山で、市中心部からのアクセスも容易な環境にある。区域内の史跡名勝は市民に広く親しまれており、キジ、ヤマドリなどの他にも近隣の福島市小鳥の森に生息する鳥類と同種の生息や飛来も確認される。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 高田舟形鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、一級河川阿武隈川が北東に流れ、二本松市の基幹工業団地（高田、宮戸、平石高田）百二十三ヘクタールを含む身近な鳥獣生息地として、コハクチョウ、ミヤマホオジロ、オシドリを始めとする多様な鳥類が生息している。

当該地区については、日中の労働人口の増加により狩猟活動の制限を確保する必

3

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、福島県伊達市と相馬市の市境に位置する、標高八百二十五メートルの霊山に位置している。保護区内は森林と奇岩峰が広がり、豊富な湧水もみられることから、その恵まれた自然環境を反映して、スギ、アカマツ、ヒノキなどが生育し、ヤマガラ、ウグイス、キジ、ホンドギツネ、ニホンリス、ノウサギなど多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 岳山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、大岩入高度公益森林を擁する岳山に位置し、古来よりうっそうとしたかん養林により農耕用水の供給源を果たし、立木は木炭とするなど里人の生活に密接な山林であった。あわせて地域においては、頂上にあつた礎石の巨岩を御神体とする麓山信仰の聖地として大切に保護されてきた。

本地区は、樹齢五十年生からのアカマツ、スギの混交林からなり、高木層には約十メートルのカスマミザクラ、クリが、低木層にはリョウウブ、コバノトネリコ等が生育して、キツネ等の小型獣や様々な鳥類が豊かな自然環境に生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 三春ダム鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、中心市街地に近く、区域内に国の天然記念物である滝桜、三春ダムを有する観光地域である。阿武隈山地の中西部に位置し、標高三百五十メートルから四百五十メートルの山地には、クリ、コナラ林が広大に広がっている。また、高木層にはモミ林、ケヤキ林も見られ、ヒヨドリやキセキレイ等の鳥類やニツ



コウムササビ、トウホクノウサギ等の小型獣などの生育に適した豊かな自然環境が広がっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

6 館山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、市街地に残された樹齢三十年ほどの広葉樹林地帯であり、豊かな自然環境のもと、ホトトギスやウグイスなど多様な鳥類及びノウサギなどの小型獣類が生息している。また、当該地域は生活環境保全林として遊歩道や探鳥路が整備され、町民の憩いや環境教育の場として利用されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

7 米岡鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、会津北部山地に位置し、丘陵的山地にはスギ、アカマツ等が広がり、一級河川濁川や野辺沢川、大平沼が存在して自然環境が豊かであり、ツキノワグマなどの大型獣、リス、キツネなどの小型獣類及びヒヨドリ、キジ、ウグイスなど様々な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

8 水門鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、下郷町東側に位置し、標高千五百メートル級の二岐山の町村界より西側に続くブナ、ミズナラ等の広大な広葉樹の森林地帯であり、豊かな自然環境のもと、ツキノワグマや国の特別天然記念物であるニホンカモシカを始めとする様々な野生鳥獣の生息地として重要な地域になっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

9 新地鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、鹿狼山から南側のケヤキ、ブナ、コナラなどの落葉広葉樹を主とした広大な森林地帯と、東側に広がる平坦な農地を有し、豊かな自然環境の下に、キジやキセキレイなどの鳥類やリス、テン等の小型獣類など多様な鳥獣が生息している。地区の一部は鹿狼山自然環境保全地域に指定され、鳥獣の繁殖や生育に適した重要な地域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

10 石森山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、いわき市中央部、阿武隈高地南東側に位置し、旧平市街地より北へ六キロメートルの夏井川東側の丘陵地に位置する。保護区内は、コナラ群落が大部分を占めるが、谷筋や緩斜面の比較的湿潤な地形にはスギ、山頂付近にはアカマツも多く植生する。また、アオキ、ナナカマド、ガマズミ、ナツハゼ、モチノキ等の食餌植物も豊富であり、ウグイスやメジロなどの鳥類を主として、小型獣類なども生息し、野生動物の種類が豊富な地区である。

また、生活環境保全林にも指定され、自然散策のための施設も整備されており、県民が野生動物を身近に観察できる場所でもある。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第五百八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十四年十月三十日

一 名称、区域及び所在地

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	区 域	所 在 地
飯盛山鳥獣保護区 飯盛山特別保護地	別紙区域図のとおり	会津若松市
沼沢湖鳥獣保護区 沼沢湖特別保護地	別紙区域図のとおり	大沼郡金山町
駒ヶ岳鳥獣保護区 駒ヶ岳特別保護地	別紙区域図のとおり	南会津郡檜枝岐村
川内鳥獣保護区 川内特別保護地区	別紙区域図のとおり	双葉郡川内村

二 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針

1 飯盛山鳥獣保護区飯盛山特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

飯盛山鳥獣保護区は、猪苗代湖の西、福島県会津若松市に存在する鳥獣保護区である。区域内にはスギの植林地のような常緑針葉樹林帯の他、ブナやミズナラなどの天然広葉樹林が広がる多様な自然環境を反映しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。

特に当該鳥獣保護区の南側に位置し、会津若松市街地と同市湊町の間にある背あぶり高原と呼ばれる区域は、全体が風致保安林に指定されるほか、斜面部ではコナラ、クリ、ウワミズザクラが生育し、谷部ではサワグルミ、ブナ、ケヤキ、ミズナラなどの落葉広葉樹林が大半を占めるなど、鳥獣の餌となる実を付ける樹林が多く、またその樹高や胸高直径も大きいものが多いなど、森林性の鳥獣類の生息場として特に良好な環境だと考えられる。また、そのような環境を背景に、イヌワシやクマタカなどの猛禽類も生息を確認することが出来る。

このため、当該区域は、飯盛山鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 沼沢湖鳥獣保護区沼沢湖特別鳥獣保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

沼沢湖鳥獣保護区は、福島県金山町に位置し、火山活動で誕生したカルデラ湖である沼沢湖と、その外輪山から構成されている。保護区内にはカルデラという特殊な地形から多様な植物が発達し、その環境を反映して様々な鳥獣の生息が確認されている。

特に沼沢湖の北西岸にある惣山と呼ばれる区域は、標高の高い場所ではアカマツなどの針葉樹林、低い場所ではブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹林が広がり、さらに湖に面している部分では湿性草原が見られるなど、多様な植物と水辺という環境を背景にして、クマタカ、ミサゴ、ツキノワグマなど、多種多様な鳥獣が生息しているため、沼沢湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められる。

このため、当該区域は、沼沢湖鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 駒ヶ岳鳥獣保護区駒ヶ岳特別鳥獣保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

標高二千三百三十三メートルの会津駒ヶ岳の南側に位置する駒ヶ岳鳥獣保護区は、尾瀬国立公園の北側に位置し、尾瀬ヶ原や只見地区などと連なる広大な山域であり、山麓部に広がる広大なブナの原生林や、亜高山帯のオオシラビソ等の常緑針葉樹林、高山帯の湿地や雪田植生に至まで様々な植生を有しており、このような環境を背景として多様な鳥獣の生息が確認されている区域である。

特に鳥獣保護区の東側に広がる区域は、針葉樹を主とする原生的な天然林が広がり、クマタカ、ヤマドリなどの鳥類の他、ツキノワグマなどの生育も多く確認されている。また、ヤマネなどの小型哺乳類も生息している事も特徴の一つである。

このため、当該区域は、駒ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

4 川内鳥獣保護区川内特別鳥獣保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

川内鳥獣保護区は、阿武隈高地の川内村南西部に位置し、主にアカマツ等の針

葉樹とナラ等の落葉広葉樹が混交林を形成しており、多様な自然環境を有する鳥獣保護区である。

特に当該鳥獣保護区の南側にはアカマツ林の中にコナラ、イヌブナ、ケヤキ、クリなどの落葉広葉樹林が散在的に優占する箇所や、ナラ等の落葉広葉樹を基礎に、アカマツの植生が行われ、混合林が形成された箇所があるなど、恵まれた自然環境を反映して、キセキレイ、ヒヨドリなどの多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な地域となっている。また、特別保護地区の全域が村有地として適切に保護管理されてきた背景により、保護地区等の水源地帯の保安林における森林造成が本格化し、豊かな森林資源が保たれている区域でもある。

このため、当該区域は、川内鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

**福島県告示第五百九号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 名称、区域及び所在地

名 称	区 域	所 在 地
霊山鳥獣保護区霊山特別保護地区	別紙区域図のとおり	伊達市

二 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

1 霊山鳥獣保護区霊山特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

霊山鳥獣保護区は、福島県伊達市と相馬市の市境に位置する、標高八百二十五メートルの霊山の南西斜面に位置している。保護区内は森林と奇岩峰が広がり、

豊富な湧水もみられることから、その恵まれた自然環境を反映して、スギ、アカマツ、ヒノキなどが生育し、ヤマガラ、ウグイス、コゲラや、ホンドギツネ、ニホンリス、ノウサギなど多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な地域となっている。

特に当該鳥獣保護区の中でも、保護区東側に広がる岸壁には、絶滅危惧種のハヤブサの巣巣地も確認されているなど、鳥獣の生息地として特に重要な区域になっている。

このため、当該区域は、霊山鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

**福島県告示第五百十号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 使用を禁止する特定猟具

銃器

二 名称、区域及び所在地

名 称	区 域	所 在 地
阿武隈川梁川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	伊達市
飯野堰堤公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	福島市
大壇特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	安達郡大玉村
岩根特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	本宮市
岩角山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	本宮市

手ノ沢特定猟具使用禁止区域	みさご沢特定猟具使用禁止区域	新鶴特定猟具使用禁止区域	葉山特定猟具使用禁止区域	大原唐沢特定猟具使用禁止区域	姥堂川特定猟具使用禁止区域	八溝特定猟具使用禁止区域	仁公儀特定猟具使用禁止区域	矢吹特定猟具使用禁止区域	鏡石町特定猟具使用禁止区域	宮城特定猟具使用禁止区域	中田特定猟具使用禁止区域	河内特定猟具使用禁止区域	上伊豆島特定猟具使用禁止区域	高野特定猟具使用禁止区域	用禁止区域
別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり
相馬市	相馬市	大沼郡会津美里町	耶麻郡猪苗代町	喜多方市	喜多方市	東白川郡棚倉町	東白川郡棚倉町	西白河郡矢吹町	岩瀬郡鏡石町	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市

用禁止区域	平鎌田特定猟具使用禁止区域	高柴ダム特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり	別紙区域図のとおり
	いわき市	いわき市

三 存続期間  
平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

**福島県告示第五百十一号**  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十四年十月三十日  
福島県知事 佐藤 雄平

一 使用を禁止する特定猟具 銃器	二 名称、区域及び所在地
名称	区域
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり
南相馬市	
西の沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり
双葉郡広野町	
上繁岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり
双葉郡檜葉町	
上井出特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり
双葉郡檜葉町	
天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり
双葉郡檜葉町	



下小埞特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡檜葉町
早渡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡川内村
大柿ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町
金ヶ森特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町
上ノ原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡浪江町

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで  
 (「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。  
 (自然保護課)

福島県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十四年十月三十日から平成二十五年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

M O L T I 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 別紙書面のとおり  
 (変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十四年八月三十一日

四 届出年月日

平成二十四年十月十八日

五 届出をした者

郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者(別紙書面のとおり)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まづくり課)

福島県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 1 交通に関する事項  
 荷さばき車両・来客車両について、児童・生徒の登校時間帯及び通勤時間帯にかからため、施設の出入口の交通事故防止に配慮すること。
- 2 騒音の発生に係る事項  
 朝の時間帯について、地域住民より騒音等について苦情が発生しないよう周辺環境に十分配慮すること。

(商業まづくり課)

福島県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月三十日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番一ほか九筆

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まづくり課)

福島県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達土地改良区から平成二十四年十月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十二日認可した。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十四年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江三春線	田村市船引町上移字根岸二九番一地从先から 同 市船引町上移字根岸一〇番一地从先まで	変更前	五・二〇	一三三・七・九
		変更後	七・〇〇	二二七・九

(道路計画課)

福島県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十四年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上移常葉線	田村市船引町上移字根岸一九番三地从先から 同 市船引町上移字根	変更前	五・〇〇	五二・七
		変更後	一七・四	

岸一九番一地从先まで

変更後

一〇・五〇

五二・七

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十四年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浪江三春線	田村市船引町上移字根岸二九番一地从先から 同 市船引町上移字根岸一〇番一地从先まで	平成二十四年一〇月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十四年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道上移常葉線	田村市船引町上移字根岸一九番三地从先から 同 市船引町上移字根岸一九番一地从先まで	平成二十四年一〇月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第五百二十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年十月十七日次のとおり指定した。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
有限会社落合 郡山市桃見台五番 平成二十四年一〇月一七日から 住所地に同じ

酒店 一号

平成二九年九月三〇日まで

(出納総務課)

公 告

公告第三百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十八日

二 名称

特定非営利活動法人会津NPOセンター

三 代表者の氏名

吉田 淳一

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市旭町四番二十五号

五 定款に記載された目的

当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及び協働・連携事業を行うこと、特定労働者派遣事業等によって、地域社会の振興並びに不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

岩代町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 大内 正男

同 遠藤 孝利

同 本田 眞見

同 大内 孝一

同 武藤 武夫

住所

二本松市小浜字反町二九九番地一

同 市田沢字海老内一〇一番地

同 市杉沢字馬船四一〇番地

同 市成田字寺ノ前四一番地

同 市西勝田字高瀬四五番地

同 渡辺 喜一郎

同 石川 明夫

同 松山 善一

同 本田 耕一郎

同 安齋 太一

同 佐久間 清雄

同 大内 善男

同 齋藤 義光

同 菅野 康幸

同 佐久間 久夫

同 遠藤 和男

同 本田 正夫

同 伊東 幸吉

同 渡邊 登美雄

同 三浦 一

同 三浦 一

同 大内 正男

同 佐久間 久夫

同 齋藤 義光

同 雲井 光輝

同 渡邊 與志吉

同 渡邊 幸一郎

同 三浦 恵

同 菅野 喜弘

同 佐久間 市良

同 宗形 貞司

同 佐久間 清雄

同 渡辺 邦男

同 堀籠 新一

同 中山 博之

同 菅野 康幸

同 遠藤 和男

同 伊東 登

同 松本 陽一

同 本田 貞夫

同 本田 政信

同 本田 政信

同 市上長折字暮坪二八二番地

同 市長折字舟山内四〇〇番地

同 市下長折字荒井二七五番地

同 市西新殿字北三五〇番地

同 市西新殿字太郎田七五番地

同 市東新殿字里ノ馬場八一番地

同 市初森字正切五六番地

同 市百目木字岩下一八六番地

同 市茂原字石田三二七番地

同 市上太田字岡田二二六番地

同 市田沢字上曲山三〇番地

同 市杉沢字道海八五番地

同 市小浜字本町七〇番地

同 市西勝田字下太池田二九二番地

同 市東新殿字葎山四四番地

同 市東新殿字葎山四四番地

同 二本松市小浜字反町二九九番地一

同 市上太田字岡田二二六番地

同 市百目木字岩下一八六番地

同 市成田字寺ノ前一四五番地

同 市西勝田字下太池田二六五番地

同 市上長折字正部田三三三番地

同 市長折字古塚田二八八番地

同 市下長折字移川四七番地一

同 市西新殿字宮ノ下五五番地

同 市西新殿字上山田一一〇番地

同 市東新殿字里ノ馬場八一番地

同 市初森字葉ノ木二〇八番地

同 市杉沢字清ノ内一〇番地一

同 市田沢字中山三〇番地

同 市茂原字石田三二七番地

同 市田沢字上曲山三〇番地

同 市西勝田字競石一番地

同 市小浜字殿原九二番地

同 市杉沢字道海八番地

同 市東新殿字石倉七五番地

(農村計画課)

## 福島県病院局

## 公告第3号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。  
平成24年10月30日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
内視鏡システム及びアノテーションシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
オンラインバスマデアイカルサイエンス販売株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- 5 落札金額  
65,415,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年8月24日

(医 事 課)

## 公告第4号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。  
平成24年10月30日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
手術部門システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年10月9日

随意契約の相手方の氏名及び住所

サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号

随意契約に係る契約金額

46,200,000円

契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(医 事 課)